

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体

九重町

2. 構造改革特別区名称

九重町幼保一体的運営特区

3. 構造改革特別区域の範囲

大分県玖珠郡九重町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 九重町の概要・地勢

本区域は、大分県の南西部に位置し、面積は271.41km²という広い行政区域を有している。そのうち、78.4%が林野面積であり、「阿蘇くじゅう国立公園」にも指定されており、さながら「緑と自然の宝庫」と言える。また、本区域は「くじゅう山群」等の雄大な自然と各地で噴出する温泉群、日本一を誇る地熱の発電量、加えて渓谷や名瀑というように、地域資源に富んだ地域となっている。

産業は、一村六品（肉用牛・キャベツ・トマト・梨・生椎茸・花き）を中心とした農業（第1次産業従事者31.7%）と観光業（第3次産業従事者45.7%）である。特に、観光業については、恵まれた資源を求めて福岡・北九州都市圏を中心に、年間550万人もの観光客が訪れるという観光立町でもある。

人口は、昭和30年の町政施行時が21,316人であったが、「日本列島改造論」や「新産都計画」・「所得倍增施策」等により、若者を中心として都市部に流出を続け、40年後の平成12年（国勢調査）には、半数近くの11、566人となり、少子高齢化が進み高齢人口の割合は30.4%となっている。

人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
総 数	13,672	12,848	12,022	11,566
0歳～14歳	2,737	2,329	1,908	1,580
15歳～64歳	8,699	7,984	7,150	6,472
65歳以上	2,236	2,535	2,964	3,514
若年者比率（%）	13.9	12.7	11.7	11.9
高齢者比率（%）	16.4	19.7	24.7	30.4

また、下記の表のとおり近年の年間出生数も１００人を下回る数値である。

当区域内では、４つの保育所と４つの幼稚園で幼児福祉・幼児教育の重要性から子育て支援センター構想の下に運営を行っている。

出生数の推移（各年度末出生数）

年 度	人数（人）	年 度	人数（人）	年 度	人数（人）
昭和６０年	１３６	平成 ８年	１１１	平成１２年	７４
平成 ３年	１０３	９年	９７	１３年	７６
６年	１３３	１０年	６３	１４年	７８
７年	１０２	１１年	８０	１５年	６６

（２）幼児教育を取り巻く現状

九重町にも少子化の波は確実に押し寄せており、平成９年度から出生数はいよいよ１００人の大台を割り込んでしまっている。今後もこの現象は続くものと考えられ、高齢化の進行と相まって人口構成がアンバランスなものとなり、地域社会や子どもたちの将来に様々な影響を及ぼすことが心配される。また、未就学児童を取り巻く家庭環境は、核家族化の進展や女性の社会参画等により、夫婦共働きの家庭が増加しており、保育ニーズの多様化や保育対象児童の低年齢化が進んでいる。

未就学児童の居場所（平成１６年４月１日現在）

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
在 家 庭	５８	４３	３７	２０	８		１６６
公立保育所	５	２７	４３	４６	３３	３	１５７
私立保育所		３	１				４
無認可保育所			１		１		２
公立幼稚園					４４	６３	１０７
私立幼稚園				４			４
合 計	６３	７３	８２	７０	８６	６６	４４０

現在本町には、保育園と幼稚園がそれぞれ４箇所設置されている。設置主体は全て公立であり、０歳児から５歳児までを児童福祉法に基づく保育園で、４歳児及び５歳児を学校教育法及び同法施行規則の規定による設置基準に基づく幼稚園で行っている。

(3) 幼保一体化に至った経緯

国段階の経緯

平成 9 年度から、文部省（当時）と厚生省（当時）では、「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」において協議を行い、平成 1 0 年 3 月に「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」が策定され、施設・設備の相互利用、園具・教具の相互使用、教員・保育士の合同研修等についての指針考え方が示されたほか、教育・保育内容の整合性の確保、合同研修及び併有の推進、子育て支援に係る事業の連携など、より一層幼稚園と保育所との連携を強化するよう努力している。

町段階の経緯

こうした国の動きに対し、九重町の子どもを取り巻く環境が大きく変化を迎えつつある今、将来に向かって夢のある子育てができるようにと、平成 1 1 年 3 月に「九重町子ども育成計画」を策定した。

この計画での基本目標として、

（体も心も）すこやかな子

家族みんなで子育て

地域で支える子育て

を掲げ、それぞれの具体的な施策を体系付けしている。この中で、母親が安心して働ける環境づくり、そのための条件の一つとして、安心して子どもを預けられる場所があることとして、幼稚園と保育園の今後のあり方が明記されている。

具体的な施策の展開では、「施設の共用化を含めて、平成 1 1 年度中に幼稚園と保育所の今後のあり方について、検討委員会を設置し方針を決定する。また、保育時間の延長、特に土曜日の午後の保育は平成 1 1 年度実施を検討する」となっていた。

その後、関係各課の職員による「幼保一体化検討委員会」を設置し、現在の問題点や課題の整理並びに先例地調査を行ったが、方針の提起まで至らなかった。しかし、国段階における幼保一体化に向けた具体的な検討が始まるなど、就学前児童を取り巻く環境は大きな変革期を迎えていることから、平成 1 5 年 1 0 月に有識者等からなる「九重町幼・保一体化計画検討委員会」を設置し、これまでの経過の整理や方向性等について、委員全員で幼保一体化が必要であるという共通認識に立って議論がなされ、平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日に委員会としての意見の取りまとめができ、以下のとおり答申が出された。

「答申書」

一体化の理念

0歳児から就学前までの心身の発達に合わせた一貫した方針に基づき、幼稚園と保育園を一つの園としての概念（将来的には施設の統合）で継続的に乳幼児の育成を行うことを基本理念として、幼稚園と保育園双方の持つ機能（教育・保育）と資源を融合させた乳幼児施設として位置づける。

このことにより、就学前教育の機会均等を保障する。また、家庭教育力の低下が懸念される今日、教育・育児の相談事業を本園の機能（子育て支援センター的機能）として明確に位置づけるとともに、それぞれの地区に応じた特色ある園の経営を目指します。また、保護者ニーズにより、年長クラスにおける土曜保育を行う。

基本方針

4歳児及び5歳児を同一施設で就学前教育を受けさせる。4・5歳児の保育園への入園を廃止するか、又は従来どおり選択制とし、両者に分かれた4・5歳児について、同一施設で就学前保育・教育を行う。

現行の幼稚園を年長クラス、保育園を年少クラスとし、総称して「子ども園」とする。

子ども園の設置条例を制定する。ただし当面、運営等に関しては、既存の保育園及び幼稚園の条例や規則を基本とし、必要により改正する。

施設

当分の間は、現状の幼稚園、保育園を利用することとし、将来的には施設の統合を目指す。

施設統合までの間は、必要により改修を行う。

対象年齢

子ども園の入園対象年齢は、0歳から就学前までの乳幼児とする。

0歳から満3歳児は、年少クラスとし、既存の保育園で保育を行う。

満4歳児から就学前の幼児は、年長クラスとして、既存の幼稚園で教育を行う。

教育・保育の基本

年長クラスは、幼稚園教育要領に基づき教育を行う。

年少クラスは、保育所保育指針に基づき保育を行う。

保育の時間

年少クラスの保育時間は、従来の保育園と同様とする。ただし、保護者のニーズ等の状況により検討する。

年長クラスの保育時間は、午前8時30分から午後2時までを基本とする。ただし、希望により午後2時から午後6時までの預かり保育、夏季特別保育、年度末保育、土曜日保育等を行う。土曜日保育については、年少クラス園で行う。

職員体制

子ども園に園長及び副園長を置く。園長の執務場所は年長クラス園又は年少クラス園のいずれかを本拠とし、子ども園全体を統括する。副園長の執務場所は、園長が本拠とする以外の年長クラス園又は年少クラス園とし、園長を補佐する。

子ども園に園長、副園長の他、教諭、保育士、給食調理員を置く。

教諭の数は学級数により、保育士の数は、児童福祉施設の最低基準を基本とする。

幼保一貫、継続的な乳幼児育成の立場から、同一保育士、教諭による保育・教育が継続実施できるよう配慮する。

園 費

年少クラスは福祉的な考え方を継承し、所得（税額）に応じた保育料とする。また、少子化対策、子育て支援等の見地から各種軽減制度も従来どおり行う。年長クラスは、従来の幼稚園の園費等を基本とする。また、低所得者に対する園費の減免措置（預かり保育、特別保育、土曜日保育を含む。）も従来どおり行う。

園の行事等

一体化の精神を踏まえ、年少、年長クラスの各種行事については、可能な限り統一化を図ることとする。具体的には、「園長・主任会」で協議・調整を行う。

上記の答申を尊重し、町の関係各課において検討を行い、幼稚園と保育園双方の持つ機能（教育・保育）と資源を融合させることで、その効果がより一層向上することから、町の施策として町全域（保育園・幼稚園それぞれ4園）での一斉実施を行うよう決定した。

5. 構造改革特別区域計画の意義

少子化等を背景とした就学前児童の減少及び家庭や地域における養育機能、教育力の低下が叫ばれる中で、保護者の就労状況や家庭環境が異なるだけで、同地域の同年齢で、しかも仲の良かった児童が異なる施設に入所し交流の機会も極めて少ない状況であった。そこで、特定事業の実施（幼保の合同活動）により、同じ就学前教育を受けることにより、多くの友達との関わりの中で、刺激し合いながら就学前に必要な知識や感性を育むことができる。更に、保護者間での保育園と幼稚園でも就学前教育に差が生じないか等の不安も解消されるとともに、保護者同士に共通の話題ができ、交流が活発化され、就学前教育の全体の向上に結びつくことができる。そのことは、住民相互のコミュニティの確保を目指して「住民と行政の協働のまちづくり」に取り組んでいる本町においては、まさに「町民の手による町民のためのまちづくり」が進められることとなる。

また、子ども園（幼稚園並びに保育園）全体の管理運営主体を教育委員会に一本化することにより、保育・教育の計画立案の遂行が可能となるほか、募集等の事務手続きの効率化、更には諸経費の低減が期待できる。

その他、関連事業の実施により、現場では就学前のカリキュラムの整合が容易となり、タイムリーにそれぞれの施設の有効活用が可能となるとともに、園外保育（自然体験・各種施設への訪問学習）や園外の講師等による充実した学習が実施でき、就学前活動の充実を図ることが可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

人間形成の上でもっとも重要と言われる幼児期の教育の充実が求められている中、本構造改革特別区域計画の目標は、幼稚園と保育園との合同活動を日常化することにより、就学前児童に対し、公平で分け隔てのない教育・保育の場や機会を提供することにより、幼保一体的運営の実践により、本町の幼児教育と保育の振興・充実を図ろうとするものである。

それを実現するために、下記の目標を掲げた。

幼稚園・保育園の定員の枠内での合同活動を実施することにより、幼稚園教諭と保育士の併用者を充て、指導体制の整備を図る。併せて、職員の資質の向上を図るために、恒常的な研究・研修の機会の充実をする。

幼稚園教育要領と保育所保育指針に準じた教育課程等の編成や保育目標の設定等を基本に、本町の特色ある一貫教育の推進のためのカリキュラムの編成や教育目標を設定する。

幼保一体的運営の特性を活かすために、保育の実施に係る事務の窓口を一本化することにより、事務の効率化と多様な保育ニーズの的確な把握と情報の提供を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

町の施策に対する支援の拡大

保育園と幼稚園との行政区分や目的内容の違いを詳しく理解していない保護者や住民に対して、現行制度での疑問や就学前教育・保育に対する不安を解消する効果があると考えられる。また、これらの諸問題にいち早く取り組む行政に対して、信頼感が芽生え、町の諸施策・諸事業への協力・支援が大きくなることが期待できる。

幼児の社会性の涵養

少子化が進む中、幼稚園児と保育園児を合同で保育することにより、一緒に活動する集団が大きくなり、幼児の社会性の涵養が図られる。

保育（幼児教育）の資質の向上

同年齢の全ての幼児が同一保育（幼児教育）の機会を得られ、保育的観点及び幼児教育的観点の双方からのカリキュラムの構成ができ、保育（幼児教育）の資質の向上が図られる。

また、それぞれの基準を満たすために配置している保育士や幼稚園教諭を双方の免許取得者を当てることにより、職員配置の効率化が図られ、保育（幼児教育）内容の充実のための教材の作成やカリキュラムの充実等に充てることができ、保育（幼児教育）内容の資質の向上が図られる。

子育て支援

保育・幼児教育双方から、子育て支援を行うことで、家庭及び地域における養育機能の低下に対し、子育て支援の充実強化を図ることができる。

実施初年度には、2園で89名の措置が見込まれ、5年後には概ね85名となる。

多様な働き方の実現

働きながら子どもに幼児教育を受けさせたいとの保護者の要望に対応することができる。

事務の一元化

保育所事務と幼稚園事務を一本化することにより、事務効率の向上と統一した保護者との対応が可能となる。

地域の活性化

保育園、幼稚園における養育機能の充実により、保護者の育児負担の軽減が図られ、安心して子どもを預けることができ、また、保育（幼児教育）内容の充実による子どもの健やかな成長により、次世代の担い手が確保でき、地域づくりが図られる。

8. 特定事業の名称

8 0 7 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9 1 6 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

当該地区においては、数年前より職員採用の段階で保育士と幼稚園教諭の両方の免許取得者を採用条件としており、また、保育園と幼稚園教諭の人事交流を精力的に行い、現在では約7割の職員が両施設を経験しており、今後も引き続き活発に人事交流を実施して行く。

また、平成17年度の入所入園手続きの一元化については、既に立案済みであり、保護者の多様なニーズへの対応と準備を進めている。

今後は、保育園の保育指針・幼稚園教育要領に基づき、年間のカリキュラムの整合性及び行事計画等、早急に調整を行う。

事務の一本化については、現行の保育園・幼稚園事務の内容を精査し、事務業務の効率化を図る。

別 紙

1．特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

九重町子ども園

施設の設置主体：九重町

施設の名称：町立幼稚園（4園）

九重町立東飯田幼稚園

九重町立野上幼稚園

九重町立飯田幼稚園

九重町立南山田（明倫）幼稚園

町立保育園（4園）

九重町立木の芽保育園

九重町立木の葉保育園

九重町立木の花保育園

九重町立木の実保育園

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から実施する。

4．特定事業の内容

事業に関与する主体：九重町

事業が行われる区域：九重町の全域

概要：構造改革特別区域計画の認定を受け、カリキュラムや諸行事等をきめ細かく精査・照合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育園児の合同活動を幼稚園舎（年長クラス）で平成17年4月1日から実施する。

5．当該規制の特例措置の内容

少子化等の影響により、九重町では出生数の減少が顕著で、兄弟姉妹や遊び相手の減少により、幼児の社会性が育まれにくい状況にあるとともに、家庭や地域での養育機能も低下しているため、構造改革特区の認定を受け、幼児の社会性の涵養と地域における保育（幼児教育）内容の充実を図る必要性から、保育園児の4歳・5歳児を幼稚園開園時間において、幼稚園児とともに同一クラスで合同の保育（教育）を行う。構造改革特別区域計画の認定日以降、平成17年4月1日付けで保育園職員と幼稚園職員の相互の併任辞令を発令する。保育園児（4歳・5歳児）は、保育園に登園の後、幼稚園に保育士2人と出向き、保育士1人は幼稚園教諭とともに合同保育を行う。また、閉園時には保育士1名が安全確保等のために、幼稚園に迎え（2人体制）に行くことで対応を図る。なお、送迎については、マイクロバス等で対応を行う。

■区域内における公立保育所・公立幼稚園の設置状況

地区名	施設名	所在地	開設年度	定員
東飯田地区	木の芽保育園	大字松木 5 3 5 1—4	昭和 4 6 年度	4 5 名
	東飯田幼稚園	大字恵良 9 3 8	昭和 5 2 年度	1 学年 3 0 名 2 学年 3 5 名
野上地区	木の葉保育園	大字右田 7 2 8 - 3	昭和 4 9 年度	4 5 名
	野上幼稚園	大字右田 7 4 0 - 1	昭和 4 3 年度	1 学年 3 0 名 2 学年 3 5 名
飯田地区	木の花保育園	大字田野 1 2 7 6 - 1	昭和 5 5 年度	4 5 名
	飯田幼稚園	大字田野 1 6 2 4 - 1 0	昭和 4 4 年度	1 学年 3 0 名 2 学年 3 5 名
南山田地区	木の実保育園	大字町田 5 5 4 - 1	昭和 5 7 年度	4 5 名
	明倫幼稚園	大字町田 5 4 9	昭和 5 6 年度	1 学年 3 0 名 2 学年 3 5 名

■区域内における公立保育所・公立幼稚園の措置状況（平成 1 6 年 1 2 月 1 日）

地区名	施設名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
東飯田地区	木の芽保育園	4	1 3	1 4	1 2	9	1	5 3
	東飯田幼稚園					1 0	1 8	2 8
	計	4	1 3	1 4	1 2	1 9	1 9	8 1
野上地区	木の葉保育園	5	1 0	9	9	8		4 1
	野上幼稚園					1 7	1 8	3 5
	計	5	1 0	9	9	2 5	1 8	7 6
飯田地区	木の花保育園	1	5	8	1 2	8		3 4
	飯田幼稚園					7	1 6	2 3
	計	1	5	8	1 2	1 5	1 6	5 7
南山田地区	木の実保育園	4	8	8	1 4	6		4 0
	明倫幼稚園					1 2	1 6	2 8
	計	4	8	8	1 4	1 8	1 6	6 8

■ 区域内の出生数の推移（各年度末現在）

地区名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
東飯田地区	1 7	2 2	1 9	1 5	2 2	1 7
野上地区	1 4	2 0	2 3	1 5	2 5	1 8
飯田地区	6	1 1	1 6	1 4	1 6	1 6
南山田地区	2 6	2 0	2 4	2 6	2 3	1 5
合計	6 3	7 3	8 2	7 0	8 6	6 6

■ 区域内子ども園での年長クラス（4 歳・5 歳児）（措置数の推計：住民基本台帳）

年度区分	東飯田地区子ども園		野上地区子ども園	
	4 歳児	5 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 1 7 年度	1 5	2 2	1 5	2 5
平成 1 8 年度	1 9	1 5	2 3	1 5
平成 1 9 年度	2 2	1 9	2 0	2 3
平成 2 0 年度	1 7	2 2	1 4	2 0
平成 2 1 年度		1 7		1 4

年度区分	飯田地区子ども園		南山田地区子ども園	
	4 歳児	5 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 1 7 年度	1 4	1 6	2 6	2 3
平成 1 8 年度	1 6	1 4	2 4	2 6
平成 1 9 年度	1 1	1 6	2 0	2 4
平成 2 0 年度	6	1 1	2 6	2 0
平成 2 1 年度		6		2 6

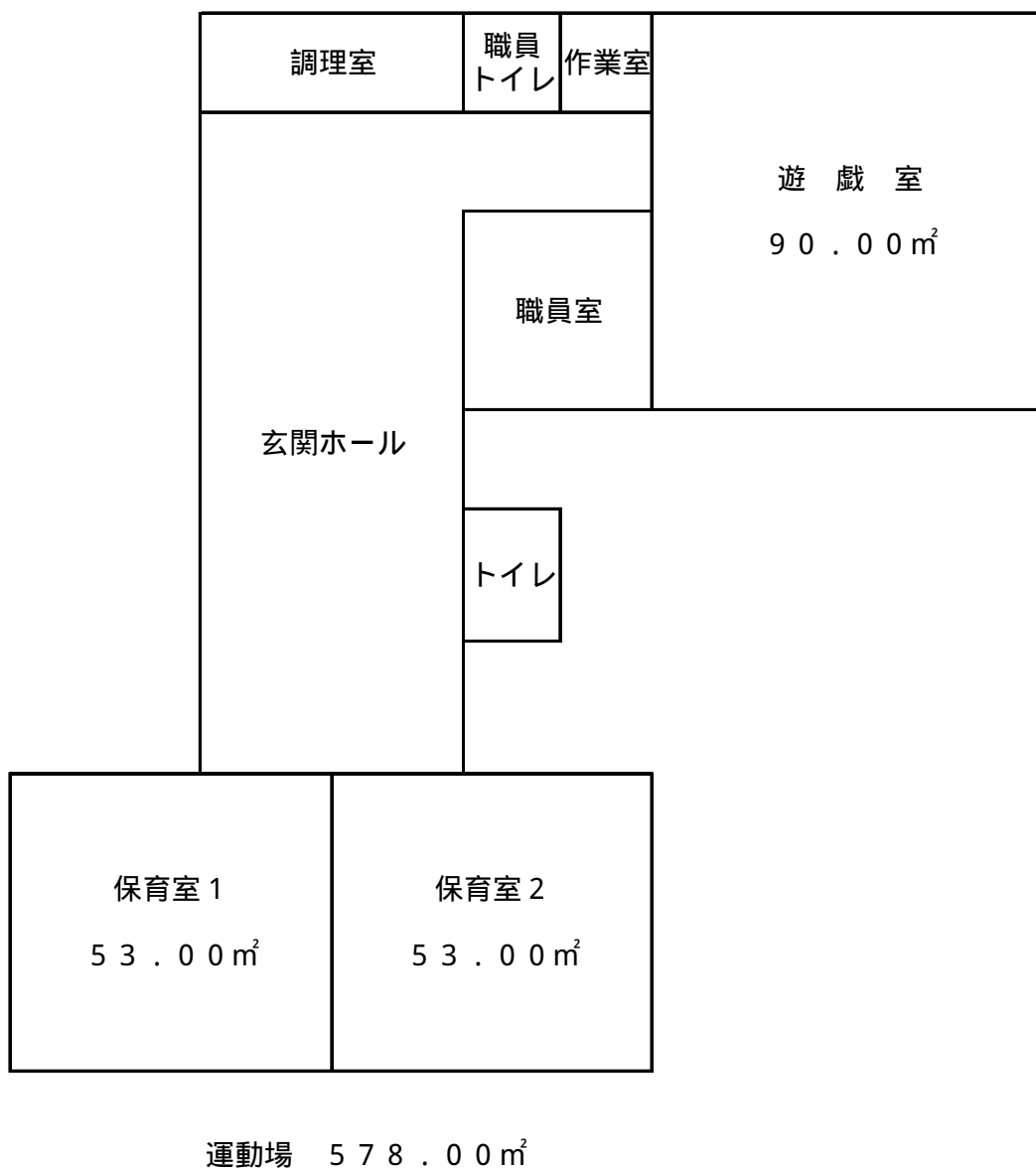
■ 区内の幼稚園の施設規模

(東飯田幼稚園)

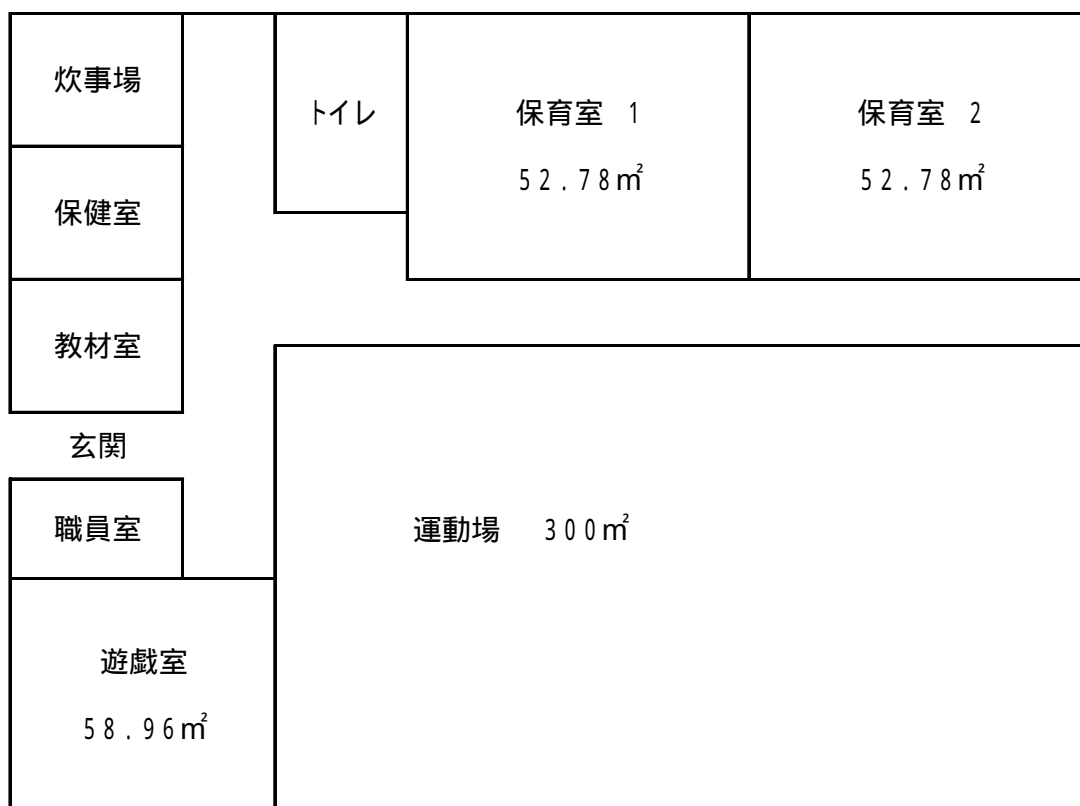
湯沸室		職員室	ローカ テラス
更衣室			
倉 庫		保健室	
保育室 1 53.3㎡			
		トイレ	
保育室 2 53.3㎡			
遊戯室 91.8㎡			

運動場 700㎡

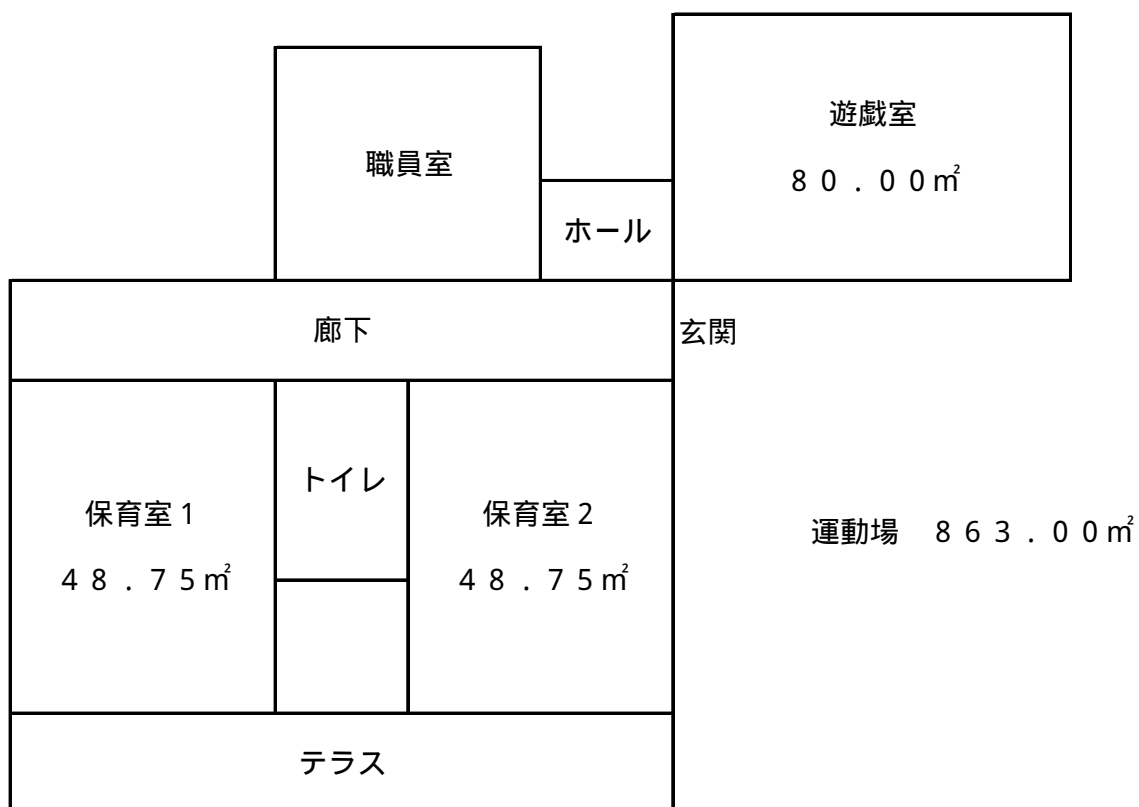
(野上幼稚園)



(飯田幼稚園)



(明倫 (南山田) 幼稚園)



■ 区域内の保育園及び幼稚園における職員配置の状況

【東飯田地区】

現在の職員配置の状況

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園	1	4	1	3		9
幼 稚 園	1 (1)	2		1		4 (1)
計	2 (1)	6	1	4		13 (1)

() 内の数は、教育委員会の幼児教育課長が園長を兼務している数

特区認定以降の東飯田地区子ども園の職員配置計画

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園		4	1	3		8
幼 稚 園	1	1		1		3
計	1	5	1	4		11

保育園長は、幼稚園長が兼務する。

特区認定以降の東飯田地区子ども園職員（保育士・教諭）の勤務体制

区分	早 出 (7 : 3 0)	通 常 (8 : 3 0)	遅 出 (9 : 3 0)	合同活動への対応
保育園	A職員			3歳児以下の保育活動
		B職員		8:30 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 14:00まで合同活動 帰園後、保育園で4歳～ 5歳児の保育活動
		C職員		8:30 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 帰園の後、保育園で3歳児以 下の保育活動 14:00 幼稚園へ迎えに行 き、帰園の後、4歳～5歳児の 保育活動
		D職員		3歳児以下の保育活動
		E職員		3歳児以下の保育活動
			F職員	3歳児以下の保育活動
			G職員	3歳児以下の保育活動
			H職員	調理業務の担当
幼稚園		A職員		園長は、保育園長を兼ねる
		B職員 (8 : 0 0)		保育所児と合同活動対応
			C職員	保育所児と合同活動対応

【野上地区】

現在の職員配置の状況

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園	1	4	1	2		8
幼 稚 園	1 (1)	2		1		4
計	2 (1)	6	1	3		1 2 (1)

() 内の数は、教育委員会の幼児教育課長が園長を兼務している数

特区認定以降の野上地区子ども園の職員配置計画

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園		4	1	2		7
幼 稚 園	1	1		1		3
計	1	5	1	3		1 0

保育園長は、幼稚園長が兼務する。

特区認定以降の野上地区子ども園職員（保育士・教諭）の勤務体制

区分	早 出 (7 : 3 0)	通 常 (8 : 3 0)	遅 出 (9 : 3 0)	合同活動への対応
保育園	A職員			3歳児以下の保育活動
		B職員		8 : 3 0 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 14 : 0 0 まで合同活動 帰園後、保育園で4歳～ 5歳児の保育活動
		C職員		8 : 3 0 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 帰園の後、保育園で3歳児以 下の保育活動 14 : 0 0 幼稚園へ迎えに行 き、帰園の後、4歳～5歳児の 保育活動
		D職員		3歳児以下の保育活動
		E職員		3歳児以下の保育活動
			F職員	3歳児以下の保育活動
			G職員	調理業務の担当
幼稚園		A職員		園長は、保育園長を兼ねる
		B職員 (8 : 0 0)		保育所児と合同活動対応
			C職員	保育所児と合同活動対応

【飯田地区】

現在の職員配置の状況

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園	1	3	1	1		6
幼 稚 園	1 (1)	2		1		4 (1)
計	2 (1)	5	1	2		10 (1)

() 内の数は、教育委員会の幼児教育課長が園長を兼務している数

特区認定以降の飯田地区子ども園の職員配置計画

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園		3	1	1		5
幼 稚 園	1	2				3
計	1	5	1	1		8

保育園長は、幼稚園長が兼務する。

特区認定以降の飯田地区子ども園職員（保育士・教諭）の勤務体制

区分	早 出 (7 : 3 0)	通 常 (8 : 3 0)	遅 出 (9 : 3 0)	合同活動への対応
保育園	A職員			3歳児以下の保育活動
		B職員		8 : 3 0 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 14 : 0 0 まで合同活動 帰園後、保育園で4歳～ 5歳児の保育活動
		C職員		8 : 3 0 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 帰園の後、保育園で3歳児以 下の保育活動 14 : 0 0 幼稚園へ迎えに行 き、帰園の後、4歳～5歳児の 保育活動
		D職員		3歳児以下の保育活動
			G職員	調理業務の担当
幼稚園		A職員		園長は、保育園長を兼ねる
		B職員 (8 : 0 0)		保育所児と合同活動対応
			C職員	保育所児と合同活動対応

【南山田地区】

現在の職員配置の状況

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園	1	3	1	3		8
幼 稚 園	1 (1)	2		1		3
計	2 (1)	5	1	4		1 1

() 内の数は、教育委員会の幼児教育課長が園長を兼務している数

特区認定以降の南山田地区子ども園の職員配置計画

区 分	正 規 職 員			臨 時 職 員		計
	園 長	保育士 教 諭	調理員	保育士 教 諭	調理員	
保 育 園		3	1	3		7
幼 稚 園	1	1		1		3
計	1	4	1	4		1 0

保育園長は、幼稚園長が兼務する。

特区認定以降の南山田地区子ども園職員（保育士・教諭）の勤務体制

区分	早 出 (7 : 3 0)	通 常 (8 : 3 0)	遅 出 (9 : 3 0)	合同活動への対応
保育園	A職員			3歳児以下の保育活動
		B職員		8:30 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 14:00まで合同活動 帰園後、保育園で4歳～ 5歳児の保育活動
		C職員		8:30 保育園児の4歳～ 5歳児を幼稚園へ送り 帰園の後、保育園で3歳児以 下の保育活動 14:00 幼稚園へ迎えに行 き、帰園の後、4歳～5歳児の 保育活動
		D職員		3歳児以下の保育活動
		E職員		3歳児以下の保育活動
		F職員		3歳児以下の保育活動
			G職員	調理業務の担当
幼稚園		A職員		園長は、保育園長を兼ねる
		B職員 (8 : 0 0)		保育所児と合同活動対応
			C職員	保育所児と合同活動対応

【各地区子ども園の活動内容】

【保育園】

時間	月～金	備考	土
7:30	早朝保育		早朝保育
8:30	A又はB	4～5歳児は幼稚園へ登園	A又はB 10:30 おやつ
11:30	給食準備	4～5歳児は幼稚園児と合同活動	給食準備
12:00	給食		給食
13:00	午睡		午睡
14:00	A又はB		A又はB
15:30	おやつ A又はB	4～5歳児は幼稚園から降園	おやつ A又はB
18:00	降園		降園

【幼稚園】

時間	月～金	備考
8:30	A又はB	保育所児（4～5歳児）との合同活動
11:30	給食準備	
12:00	給食	
13:00	A又はB	
14:00	降園	

希望者する者は、預かり保育を実施する。

A = 幼児の発想のもとに始まる活動
B = 保育者の意図のもとに始まる活動

別 紙

1．特定事業の名称

別 紙

1．特定事業の名称

9 1 6 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

九重町子ども園

施設の設置主体 : 九重町

委任を受けるもの : 九重町教育委員会

設置の所在地 : 大分県玖珠郡九重町大字後野上 8 - 1

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4．特定事業の内容

事業に関与する主体 : 九重町

事業が行われる区域 : 九重町の全域

事業実施期間 : 平成 1 7 年 4 月 1 日から

概要 : 保育に係る事務の一部（児童福祉法第 2 4 条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務）を教育委員会に委任し、一元化を図る。

委任する事務は、次のとおり。

- ・ 保育所入所の申込みの勧奨について
- ・ 保育所入所の決定について
- ・ 保育所の状況等の情報提供について

5．当該規制の特例措置の内容

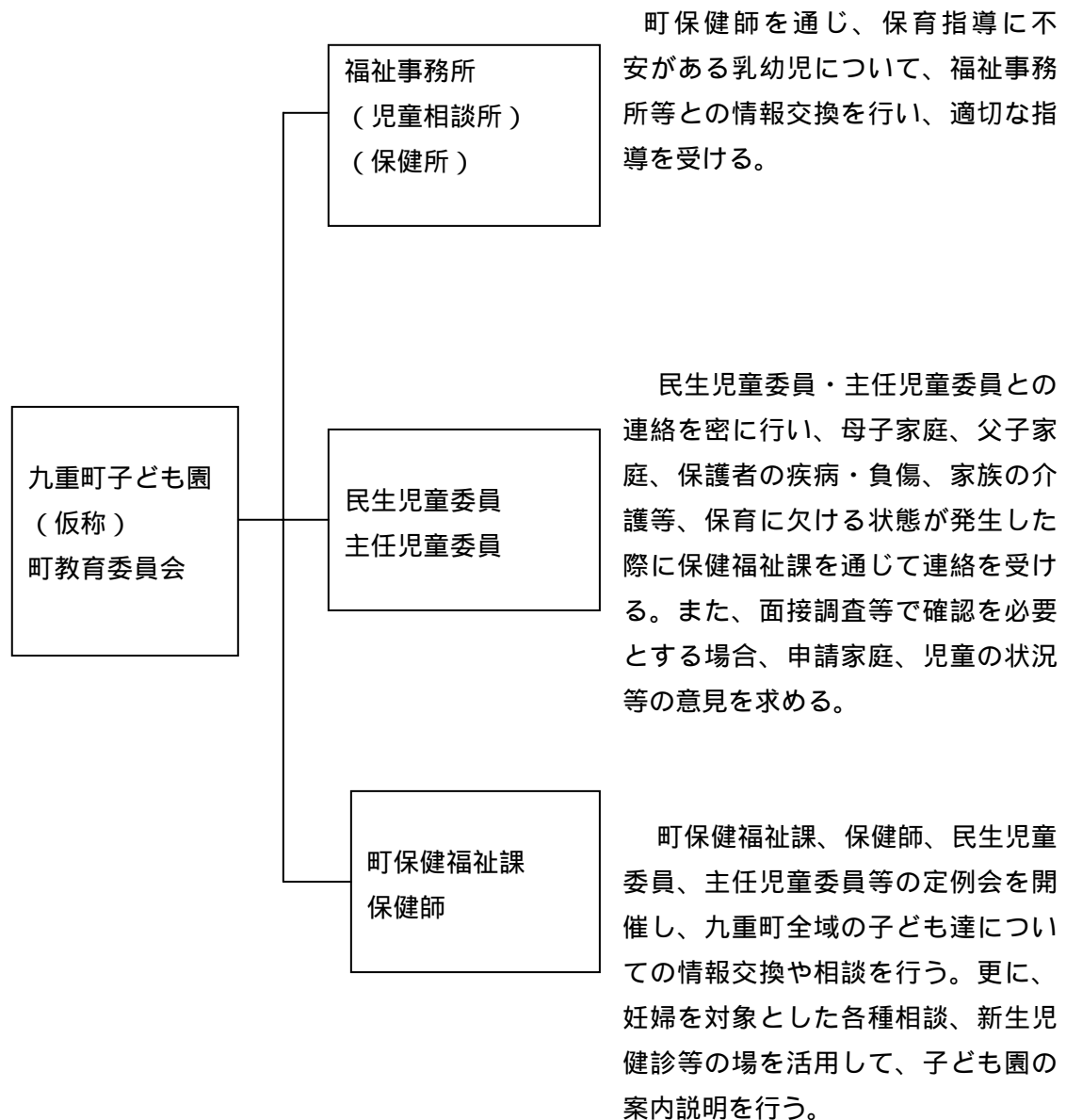
本町にも少子化の波は確実に押し寄せており、平成 9 年度から出生数はついに 1 0 0 人の大台を割り込んでしまった。今後もこの現象は続くものと考えられ、高齢化の進行と相まって人口構成がアンバランスなものとなり、地域社会や子どもたちの将来に様々な影響を及ぼすことが心配される。また、未就学児童を取り巻く家庭環境は、核家族化の進展や女性の社会参画等により、夫婦共働きの家庭が増加しており、保育ニーズの多様化や保育対象児童の低年齢化が進んでいる。それに伴い、同年代の数少ない幼児が幼稚園と保育園に分かれ、就学前教育や保育を受けており、各保護者においても、同年代における教育や保育の一体的な取り組みや均衡を求める希望が多くある。また、現行の行政システム上においても、

その事務も教育委員会幼児教育課の職員と保健福祉課の職員がそれぞれで行っているが、本町では、これらの課題解決を図るために、平成１３年度に子どもや子育てに関する業務を可能な限り一元化しようと教育委員会に「幼児教育課」を設置した。しかし、「幼児教育課」では、予てから教育委員会で担当していた幼稚園に関する業務のみを行っており、依然として、保育の実施については、保健福祉課で担当しており、教育委員会への一元化はできていないため、保育の指導や保育料の徴収・減免、また職員研修の企画、施設の運営管理等の効率的な推進が難しくなってきた。

地方自治法第１８０条の２の規定や特定事業により、児童福祉法第２４条に規定する保育園の状況等の情報提供等の事務を委任により教育委員会で可能となれば、保育園及び幼稚園の一体的な管理運営ができることとなる。また、保育園や幼稚園との母親クラブや母子保健推進協議会等との連携・支援で児童に関する悩みに対応する子育てネットワークが構築される。また、最近では子どもに対する虐待や児童が加害者になった事件等が頻繁に起こっているため、社会や地域全体で支える体制づくりが必要不可欠となっていることから、社会教育関係団体の育成強化を図りながら、課題となっている子育て支援センター的な推進を教育委員会の一元的責任で展開することになり、就学前児童の養育環境体制の確立により、安心して子育てができるなど住民サービスの向上が図られるとともに、幼保一体的を基本として、幼児福祉や幼児教育の充実に向け大きく前進することになる。

併せて、教育委員会・保健福祉課及び関係機関と緊密な連携を取りながら、より円滑に効率的な体制の確立を図る。

9 1 6 特区（保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業）
に係る児童福祉に関する機関との連携体制



なお、教育委員会と児童福祉関係機関との連携については、保健福祉課と定期的に会議を開催するほか、日常的な情報提供・協力体制の構築に努める。